

産後ヘルパー派遣事業

産後は、お母さんのからだところの状態が最も不安定な時期です。
 広島市では、地域で安心して子育てができるように、
 自宅にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。



●利用できる方

下記のすべてにあてはまるお母さんと生後1年未満(1歳の誕生日の前日まで)のお子様

- ① 広島市に住所を有する
- ② 産後1年未満までで体調不良や育児不安等がある(多胎児を含む。)
- ③ ご家族などから、十分な産後の家事、育児などの支援を受けることができない

●支援の内容

家事支援	育児支援
① 食事の準備・後片付け	① 授乳介助
② 衣類の洗濯・補修	② おむつ・衣類交換
③ 居室等の掃除・整理整頓	③ 沐浴介助
④ 生活必需品の買い物	④ 兄姉児の遊び相手等の世話
⑤ 郵便物の郵送等	⑤ その他必要な育児援助
⑥ その他必要な家事援助	

※ 一部の支援を除き、原則として居宅内で行う支援で、母子の在宅時に限ります。

●利用時間 サービス1回につき2時間以内

●利用回数 1日2回まで、単胎児は延べ10回、多胎児は延べ20回まで利用できます。

※ 派遣業者が車でご自宅へ訪問させていただく場合には、駐車場の確保をお願いいたします。

●利用料金

世帯区分	派遣時間毎の利用者負担額		
	1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を超え 2時間まで
1	500円	750円	1,000円
2	0円	0円	0円

※ 令和8年度については、上記利用料金の半額を助成します。

※ 世帯区分1は市民税課税世帯、世帯区分2は市民税非課税世帯又は生活保護世帯

※ 自宅に駐車場がない場合、派遣業者から駐車料金の請求がある場合がありますので、ご了承ください。

※ キャンセル料について(全ての区分において、キャンセル料が発生します。)

利用日の3日前の午後5時までに連絡がなく変更・中止された場合は、キャンセル料が発生します。

市ホームページ↓



利用方法

- 1 概ね妊娠8か月(28週)以降からの申請になります。
- 2 申請にあたっては、区地域支えあい課(こども家庭センター)の保健師が家庭訪問・窓口での面接等を通じて、お母さんの体調や支援状況等をお伺いしますので、事前にお住まいの区地域支えあい課(こども家庭センター)にご連絡ください。
- 3 この事業による支援が必要であると認めた場合、区地域支えあい課(こども家庭センター)が委託事業者等と調整し、利用を開始していただきます。

- ※ 委託事業者等の状況によって、希望された日時に利用できない場合があります。
- ※ 委託事業者等との調整に時間がかかる場合がありますので、お早めにご相談ください。

- * 多胎(双子や三つ子など)の妊娠や出産をされた方、未熟児で生まれた場合などは、お住いの区地域支えあい課(こども家庭センター)にご相談ください。



提出書類

- 申請書
- 所得を証明する書類【該当者のみ】(事業対象年度の1月1日現在で広島市に住民票がない場合のみ。)
 - 1 生活保護世帯の場合：被保護者証明書(夜間・休日等受診用)
 - 2 市民税非課税世帯の場合：市民税・県民税課税台帳記載事項証明書(子どもの父母の証明)

※ 市民税・県民税課税台帳記載事項証明書について

- ・ 1月1日時点で住民票があった自治体で入手してください。4月から6月に申請する場合は前年度分、7月から3月にかけて申請する場合は当該年度分を提出してください。
- ・ 所得、控除額、扶養親族等の人数の記載があるものが必要です。



お問合せ先：各区地域支えあい課(こども家庭センター)

	住所	電話	受付時間
中	中区大手町四丁目1番1号	504-2109	月曜日から金曜日 (祝祭日・年始年末・ 8月6日除く) 午前8時半～午後5時
東	東区東蟹屋町9番34号	568-7735	
南	南区皆実町一丁目4番46号	250-4133	
西	西区福島町二丁目24番1号	294-6384	
安佐南	安佐南区中須一丁目38番13号	831-4944	
安佐北	安佐北区可部三丁目19番22号	819-0616	
安芸	安芸区船越南三丁目2番16号	821-2820	
佐伯	佐伯区海老園一丁目4番5号	943-9733	

事業に関する問合せ：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市こども未来局こども青少年支援部 ☎504-2623

